

■相続手続きとスケジュール

スケジュール	該当日	葬儀法要・相続手続き	確認	諸手続きの一例 (手続き先、各市区町村によって異なる)	相続財産関係
		ご逝去の日 (/) 葬儀社の手配 ■お通夜・告別式 ■初七日法要		【7日以内】 死亡診断書 死亡届 火葬・埋葬許可証 【14日以内】 世帯主変更届 国民健康保険資格喪失届	相続人の確定作業 亡くなった人の出生から死亡までの戸籍・除籍・原戸籍謄本 亡くなった人の最後の住所を証する書面（住民除票もしくは戸籍の附票） 相続人全員の亡くなられた日以降の住民票・戸籍謄本 （相続人全員の印鑑証明書 ※遺産分割協議、相続登記、金融機関解約等に利用）
	/			相続財産洗い出し 関係書類収集 固定資産税・都市計画税評価証明書（複数不動産がある場合は名寄せ台帳） 登記事項証明書・公図 預金通帳（ネット銀行も確認）・金融資産運用報告書等、配当金通知書等 その他財産（ゴルフ会員権、出資金、貸付金など） 生命保険証書の全て・死亡退職金がかかるもの 借入金など 相続開始前3年以内の贈与、相続時精算課税制度の利用有無 ★法定相続証明情報発行の申請・証明取得をおススメします。	
		㊚戸籍等の関係書類収集		年金受給権者死亡届 （報告書）の提出 未支給年金の請求 遺族基礎年金の請求 遺族厚生年金の請求 死亡保険金の請求 葬祭費（埋葬料）支給手続き	遺言書の有無確認 遺言書の有無を確認。自筆証書、公正証書等により探索方法が異なる。 ▶自筆の遺言書がある場合は、裁判所で検認手続きが必要。法務局保管制度利用は不要。
		【3か月以内】 ■相続放棄期限 ■百箇日法要		公共料金等の契約者変更 公共料金等の引落口座変更 ・電気、ガス、上下水道 ・税金関係	財産目録の作成 相続税試算 相続財産目録の作成 相続財産ごとの相続税評価及び不動産などの時価評価（※遺産分割用換金価格の査定） 相続税シミュレーション（相続税の可否、申告の要否見通しの判定） 財産ごとに、必要書類を収集
	/	【4か月以内】 ■準確定申告 ■相続税申告の要否判定 ■遺産分割協議 （協議書の作成） ■金融機関等の解約 ■不動産相続登記		・NHK・電話・インターネット ・クレジットカード その他	準確定申告 1月1日～亡くなられた日までの所得税申告 遺産分割協議 ※遺言書が無い場合 遺産分割につき話し合い → 法定相続人全員参加・全員合意が必要 遺産分割協議書の作成 法定相続人全員の自署・実印押印・印鑑証明書添付 ※話し合いが纏まらない場合は、調停・審判による分割の話し合いとなる
	/	【10か月以内】 ■相続税申告			相続手続き 相続税申告 各金融機関ごとに、必要書類をそろえて解約手続きを実施 不動産等の名義変更（相続を原因とする所有権移転登記） 相続税の申告・納税（原則、現金一括納付） ★相続した不動産の売却・活用の検討

※本シートは、一般的な相続手続きと主なスケジュールの目安を示したものです。

※個別に必要な手続き、必要書類等が変わります。事前に専門家にご確認のうえお手続きください。